

Title	家族類型の一般理論をもとめて
Sub Title	
Author	平野, 敏政(Hirano, Toshimasa)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1977
Jtitle	哲學 No.66 (1977. 9) ,p.182- 183
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	三田哲学会例会発表要旨
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000066-0182

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

家族類型の一般理論をもとめて

平 野 敏 政

「家族類型の一般理論をもとめて」と題されたこの報告は、試案として、家族に関する類型構成のための要件を操作的な枠組として構築し、その提示を目的とするものであった。またそれと同時に一つの事例として、発表者の提示する類型構成の立場からするいわゆる「核家族」論への批判的検討が試みられた。発表者のこうした意図は、各々独自の方法的視点と理論的背景をもったものとして、これまでに様々な分野で構成された家族類型に inter-disciplinary な基礎づけを賦与しようとするところにあった。

発表者はまず G. P. Murdock, T. B. Bottomore, R. König, H. Peters, 鈴木栄太郎, 森岡清美らの家族類型論を挙げ、それらの類型論のもつ基本的視点を明らかにし、その有効性を評価しつつも、それらの類型論の多様性、共通性の欠除に注目した。そして発表者はこの多様性、共通性の欠除の克服のためにもう一度、G. P. Murdock の家族の定義に立ち戻ることを主張し、G. P. Murdock の理論に依拠しつつ、

$F = \{\text{Marital, Residence, Consanguinity}\}$

という家族の定義を提示した。

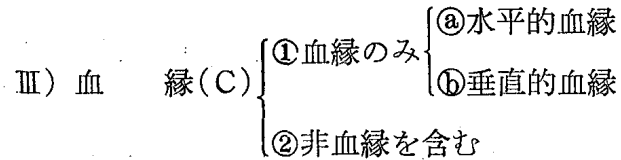
さらに家族の類型構成のために発表者は各々の要件を以下のごとくに展開した。

- I) 夫婦関係(M) {
- ① 一夫一婦 {
 - (a) 単数婚
 - (b) 複数婚
 - ② 一夫多妻
 - ③ 一妻多夫

ここで発表者は G. P. Murdock が M-②, M-③, に複婚という名辞を与えていることを批判し M-②, M-③, を「多重婚」(Multigamy) とでもすべきだとした。何故なら Murdock の用語法では一夫一婦の pair の複数の存在と、一夫多妻、一妻多夫の区別が不明確なままにされているからである。

- II) 居 住(R) {
- ① 同 居
 - ② 分 居
 - ③ 別 居 {
 - (a) 夫婦別居
 - (b) 親子別居

発表者自身この居住の項の展開に困難を感じていた。特に R-② は不必要とも考えられた。R-③-③, R-③-④ については論理的、抽象的に可能なばかりでなく、それぞれナヤール、一時期のキブツの事例が想起されていた。



通常家族の構成要件には血縁ではなく親族をとるが、ここでは妻の問題(夫の問題)は (M) と (R) の項に、養子の問題は C-② の項に還元されるとして血縁が取り出されていた。

さて以上の (M), (R), (C), の展開をもとにして発表は試みに以下のごとき類型提示を行なった。

$$\begin{array}{lll} \text{夫婦家族} = \{ M-①-③, & \text{複娘家族} = \{ M-①-④, & \text{拡大家族} = \{ M-①-④, \\ R-①, & R-②, & R-① \vee -②, \\ C-①-③ \} & R-①-③ \vee -①-④ \} & C-② \} \end{array}$$

この類型提示の後、これをもとに発表者は異なる文化圏の中で生起する社会事象の通文化的比較の可能性とその客観性の問題へアプローチした。

この発表についていくつかの批判、指摘があった。そのうちの主要なものをあげておきたい。まず第一のものは、家族の定義が明確でないとの批判であり、それと関連してはたして家族の定義が $F = \{ M, R, C \}$ で十分かとの指摘がなされた。この批判は最終的な操作的類型構成にひびく批判であった。また求められている一般理論の在り方、内容についての認識の甘さも批判が集中した。そしてこの批判の本質に連関する批判として発表者に一般理論の有効性について確認を求める質問も提出された。これは操作的な一般理論を求めることに熱中し過ぎる場合、しばしばそうした営為が観念の遊戯に走り勝ちな傾向を指摘されたものと思う。発表者の報告はほとんど成功しなかったと言える。